

庭坂小学校 いじめ防止基本方針（令和5年11月20日改定）

福島市立庭坂小学校は、「福島市いじめ防止基本方針」の改定（令和5年8月）にのっとり、これまでの「庭坂小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を改定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

1 基本理念

- (1) これまでの「どの児童にも起こりうるものである」という認識を一新し「いじめは現に起きている」という危機意識を高めて事案に関わるようにしていく。その意識を基に、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) 『生徒指導提要』（令和4年12月文科省発行）及び「福島市いじめ防止基本方針（改訂）」を基に、いじめを未然に防ぐ環境づくりの充実化を、全職員の共通理解の基で構築していくようにしていく。その中でも本校においては、次の内容について重点化を図り、全職員で意識を共有化し、ぶれない視点で児童の様子を見つめていき、適切に対応していく。
 - ① いじめは児童の尊厳を害すると共に犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを全ての児童に認識させる。
 - ② いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
このように、
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめの内容に合わせた、より具体的な対策組織を編成し、より正確・迅速な状況把握、報告・相談できるようにして、事態の早期発見、丁寧な対処、解決後の長期的なフォローアップに取り組み、重大事態化を防ぐようにしていく。

2 基本方針

(1) いじめの定義

（条例第2条1項） 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態(例)>

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人のいやがるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
 - ・ 汚いものを扱うように振舞われる。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きやかたあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理させられる。

- ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。
- ⑦ けんかやふざけあいであっても、当該児童等が心身の苦痛を感じるもの。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 「庭坂小いじめ防止対策委員会」

- ◎ 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導担当、ハートサポート相談員、PTA代表、庭坂地区青少年健全育成推進会長、庭坂囃在所。
 - いじめが起因している不登校の場合、上記の対策委員会で判断し、速やかな対処を進める。
 - 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - 被害児童及び保護者への継続的な支援対策、加害児童等への指導方針策定
 - 活動計画（定例会）6月、1月の2回、その他必要に応じて臨時で行う。

② 「いじめ防止対策会」

- ◎ 構成員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・担任・その他校長が必要と認める者
 - 組織の役割 いじめの疑いに関する情報があつたときのいじめの有無の判定、組織的な対応のための連絡調整。（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）
 - 活動計画 いじめの疑いが発生した場合（即開催）

③ 「相談窓口」

- いじめの相談・通報の窓口（担任及び、いじめ防止対策会構成員）

(3) いじめの未然防止のための取り組み。

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童一人一人が活躍できる集団作りを進めるために、居場所作りや絆作りをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。研修では「福島市いじめ防止基本方針（改訂）」P27、28の「いじめ対応セルフチェックシート」を毎回活用し、教職員の日常の意識について再確認するようにする。
- ④ 児童がいじめ防止に主体的に取り組んでいこうとする意識化と意欲の向上を目指し、児童会組織を活用して、いじめ防止をテーマにした活動を展開できるように働きかける。
- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取り組みについて公表し理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取り組み

- ① 教育相談体制を整えると共に、その窓口を児童、保護者に周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 教育相談週間や、年3回または必要に応じ実施するアンケートにより、児童理解といじめの早期発見に努める。なお、アンケート集計の際は、見落とし防止のために、複数の目で確認するダブルチェック体制をとる。
- ③ 児童に関する情報については、教員同士の共有化を図ると共に、必要に応じて保護者と連携しながらその対応にあたる。

(5) いじめに対する措置

「福島市いじめ防止基本方針（改訂）」P26「学校のいじめ問題対応フロー図」に基づいて対処していく。

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、即日中に速やかに、当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うと共に、その結果を生徒指導主事を經由して校長に報告し、当日中に「いじめ防止対策会」を開催する。
- ② 事実の確認をもとに、「いじめ防止対策会」はいじめの可否を判定し、いじめがあつたことが確認さ

れた場合には、速やかにいじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、指導対策をたて、組織的に解決を図る。さらに事案によっては、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものの協力を得つつ、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。

- ③ いじめを見ていたり同調していたりした児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、庭坂駐在所（県警生活安全課）と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに庭坂駐在所（県警生活安全課）に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、庭坂小いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聴き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
また、書き込みの削除や書きこんだものへの対応については、必要に応じて、法務局、人権擁護部や庭坂駐在所（県警生活安全課）、外部機関と連携して対応する。
いじめの解消は、以下の2つの条件を持って、3か月の期間を目安として判断する。
 - いじめの行為が止んでいること。
 - 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者との面談等）

3 重大事態発生時の対応

「福島市いじめ防止基本方針（改訂）」P34 「市立学校用重大事態対応フロー図」に基づいて次対処していく。

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品、財産等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ **いじめにより転学等を余儀なくされた場合**
 - ※ いじめを原因とした欠席が続き（30日未満）登校ができないと判断し、転学した場合
- ② いじめにより児童が（年間）30日間学校を欠席することを余儀なくされているとき。
 - ※ 「福島市いじめ防止基本方針（改訂）」P35「学校主体による不登校重大事態の調査」P36「重大事態調査チームの対応フロー図」に基づいて次対処していく。
 - ※ 30日以内でも、児童が一定期間連続して欠席している場合には、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③ 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
 - ※ 人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。

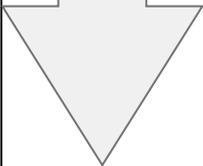
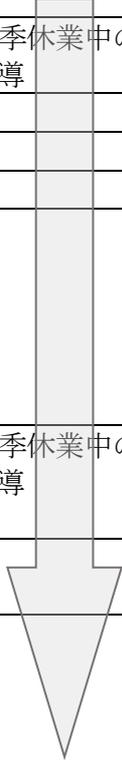
(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した場合は、7日以内に教育委員会を通して市長へ迅速に報告する。

(3) 重大事態の対応

- ① 重大事態が発生した場合は、教育委員会の指導のもと、「庭坂小いじめ防止対策委員会」を設け調査する。
 - ※ 原則、不登校重大事態は、学校で設ける組織が主体となって調査に当たる。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査の状況について、教育委員会に定期的に報告する。加えて、被害児童等及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供する。
- ③ 「福島市いじめ防止基本方針（改訂）」P36・37「⑦調査結果の取りまとめをします」を基に調査を書面としてまとめる。そして、教育委員会に仮報告し助言を求める。
- ④ 助言を受け、まとめた調査結果を教育委員会に提出する。
 - ※ 保護者より報告書に対する意見書がある場合、調査結果に添付して提出する。
- ⑤ 調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を計画し取り組む。

4 年間計画

	いじめ防止対策委員会等	実態調査の実施計画	校内研修計画	評価計画	生徒指導計画
4月	いじめ防止対策 会(随時) ・3ヶ月判断報告 ・アンケートに基づく協議		管理職研修	計画・目標の作成 と提示	児童生活環境調査
5月		生活アンケート①	校内研修1 ・セルフチェックシート実施 ・ 管理職研修伝講 ・学校いじめ防止基本方針の確認 ・いじめ予防に向けたアプリ等の研修		児童会活動 計画立案
6月	庭坂いじめ防止 対策委員会 1				児童会によるいじめ防 止啓発キャンペーン(随時)
7月					夏季休業中の生徒 指導
8月					
9月					
10月					
11月		生活アンケート②	校内研修2 ・セルフチェックシート実施 ・リーガルマインド向上研修		
12月				中間評価(学校 評価アンケート)	冬季休業中の生徒 指導
1月	庭坂いじめ防止 対策委員会 2			年間評価・報告・ 改善策立案	
2月		生活アンケート③	校内研修3 ・セルフチェックシート実施 ・ 情報モラル研修 ・児童の経過報告	「学校いじめ防止基本方 針」の見直しと改善	
3月				改訂版の HP 掲 載更新	年度末年度始め休 業中の生徒指導

5 評価と改善

- (1) 学期末に評価を行う。評価方法は、全職員によるアンケート及び、児童・保護者へのアンケート(学校評価)とする。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。
- (3) **年度を通して、いじめの認知がなかった場合、その旨を公表する。**

平成26年3月22日 策定
 平成29年8月24日 一部改正
 令和5年2月1日 一部改正
 令和5年11月20日 一部改正